

地域包括支援センター センター長 各位
居宅介護支援事業所 管理者 各位

大分市福祉保健部長寿福祉課長

新型コロナウイルス感染症に係るケアマネジメントの臨時的な対応について（その 2）
（通知）

平素より介護保険事業の運営にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
令和 2 年 3 月 2 日付け大分市通知（長福第 5846 号）への補足事項と国通知および令和 2 年 5 月 20 日付け大分市通知（長福第 665 号）に対応した追加事項を下記のとおり示します。
本通知の適用期間は「当面の間」とし、終了する場合は改めて通知いたします。
※国通知…新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

記

1. サービス担当者会議の実施について

これまでの取扱いに変更ありません。サービス担当者会議を開催しないことにした場合は、すべての事業者に照会をかける方法で対応してください。なお、ICT を活用し、オンラインのサービス担当者会議を開催することも認めるものとします。（利用者や家族が参加できない場合は事前に意見を聴取しておくこと。）

2. ケアプランの同意・署名について

サービス利用表（第 6 表・第 7 表）の同意に関しても、ケアプラン（第 1 表～第 3 表）と同様に、内容について利用者等に電話等で説明して同意を得たことを支援経過等に記録し、第 6 表の押印（または署名）に関しては郵送等の方法によって対応して差し支えありません。

3. アセスメントおよびモニタリングについて

アセスメントに関してはこれまでの取扱いに変更ありません。モニタリングに関しては前回通知した要件に加えて、利用者等から訪問について拒否はないが、ケアプラン作成担当者から利用者等に居室以外（屋外も含む）で面接をすることや利用者の状況に大きな変化がない等の理由から電話等の方法により実施することについて提案し、同意を得た場合も特段の事情に該当するものとします。ただし、利用者の不利益とならないようこの取扱いは特に注意してください。また、提案した理由や利用者や家族から同意を受けたこと等を支援経過等に記録してください。

4. 通所系サービス事業所が利用者の居宅を訪問して行うサービス提供について

当初のケアプランに位置づけられた（サービスを通常利用することを想定した）サービス内容に変更が必要であると考えられるため、ケアプランの変更が必要です。サービス担当者会議の実施については、1 のとおり取り扱うことができますが、この場合については、国通知（第 8 報）に基づき、事前に利用者の同意を得た場合にはサービス担当者会議を実施しないことができます。なお、通所系サービス事業所が居宅を訪問して行うサービスの必要性についてはケアプランや支援経過等に記録してください。

5. 通所系サービス事業所が電話等により実施する健康状態等の確認について

通所系サービス事業所があらかじめケアプランに位置づけた利用日に電話等により確認を行う場合はケアプランの変更を必要性に応じて行うものとし、必須としません。通所系サービス事業所により健康状態等の確認が必要な利用者がある場合は、その必要性等を支援経過等に記録した上で、通所系サービス事業所へ実施を依頼してください。なお、ここでいう電話等による確認は介護保険給付および利用者負担が生じるものになりますので、介護保険内外の代替サービスも含めて充分検討し、利用者の同意を得るようお願いいたします。

【問い合わせ】

大分市長寿福祉課地域支援担当班
電話：537-5746